

電気工事士免状交付業務委託に係る企画提案留意事項

1 業務委託内容

(1) 業務概要

第一種電気工事士及び第二種電気工事士の免状交付を求める府民に対して、申請書の配布や手続きの質問への対応を行い、申請を受け付けた後は、申請内容について審査を行い、審査上、問題がなければ免状を作成し、申請者に対して交付を行う。

なお、免状を交付した者の情報については、免状交付台帳や免状交付実績報告書を作成して、定期的に報告を行うものとする。

(2) 処理見込件数

本業務における免状交付事務の年間処理見込件数は下表のとおり

業務内容の区分	受付の区分
	受託件数
第一種電気工事士免状交付	160 件
第二種電気工事士免状交付	892 件
第一種・第二種電気工事士免状再交付	81 件
第一種・第二種電気工事士免状書換え	11 件

*年間処理見込件数は、平成 28 年度から平成 30 年度までの免状交付処理件数を参考に推計したものであり、実際の免状交付申請件数により変動することがある。

(3) 業務履行のための物品

ア 本府から受託者に貸与するもの

手動シールプレス（京都府事務用機器）

公印印影（免状用紙作成用）

イ 受託者が準備するもの

(ア) インターネット及び他のネットワーク（受託者の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコンピュータ 1 台

(イ) インターネットに接続しているパーソナルコンピュータ 1 台

(ウ) 年月日を印字した受付印

(エ) 免状用紙

(オ) その他業務に必要な物品

(4) 委託事務に従事する者の報告

ア 受託者は、当該事務に従事する者を指定し、本府に報告すること。

イ 受託者は、申請受付時間帯において、申請書類の審査者として可能な限り、各窓口や審査場所に第一種電気工事士を配置すること。

なお、配置できない場合は、上記の者と連絡可能な体制を確保すること。

(5) 申請書様式及び申請案内の配布

ア 受託者は、申請書様式及び申請案内を京都府内の本社、支店又は本府が適当と認めた事務所において配布するものとする。なお、申請者の希望により郵送、FAXによる配布を行うこと。

イ 受託者は、自社のホームページに申請書様式及び申請案内を掲載すること。

ウ 本企画提案において提案した内容どおり実施すること。

(6) 申請書の受付を行う場所

ア 京都府内で受託者の本社、支店又は本府が適当と認めた事務所とする。

また、受付場所について、所在地及び連絡先等を本府へ書面にて報告し、ホームページ等により一般に周知すること。

イ 受付は、受託者が対応できる時間を設定して実施すること。

ウ 本企画提案において提案した内容どおり実施すること。

(7) 申請書類の審査

ア 第一種電気工事士免状新規交付（試験合格の場合）

(ア) 申請者の要件

第一種電気工事士試験に合格し、所定の実務経験を有する者で、京都府内に住所地を有する者

(イ) 必要書類

a 電気工事士免状交付申請書

b 写真 同じもの2枚（裏面に氏名・生年月日記載）

(a) 大きさは、縦4 cm×横3 cm

(b) 申請書提出前6カ月以内に撮影したもの

(c) カラー、白黒どちらでも可

(d) 無帽、正面上半身像、無背景のもの

c 第一種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）

d 実務経験証明書

e 卒業証明書及び単位取得証明書（実務経験が3年以上5年未満の

場合)

f 手数料 京都府収入証紙 6,000 円

g 実務経験の内容により確認が必要な資格（認定電気工事従事者認定証・第二種電気工事士免状(他都道府県で取得した場合)）の写し

(ウ) 受付の留意点

- a 京都府内に住所地を有する者であるか。
- b 申請書に必要事項が記入されているか。
- c 適正な手数料が納付されているか。
- d 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

(エ) 書類審査の留意点

- a 電気工事に関し5年以上の実務経験を有しているか（実務経験の内容については、平成7年12月1日 7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照）。
- b 実務経験年数3年以上5年未満で申請した場合には、学校教育法で定められた大学、高等専門学校（修業年限5年、一般の専門学校等は含まれないので注意すること。）の電気工学に関する課程の卒業証明書と単位取得証明書で、以下の単位を取得して卒業しているか。また、実務経験は卒業後の期間であるかを確認すること。取得が必要な単位は、電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る。）、電気法規であり、学校により単位名称が異なる場合があるため、必要に応じ確認すること。
- c 実務経験が一般用電気工作物に係る工事の場合には、第二種電気工事士免状の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が免状取得後であるか。また、実務経験証明書の証明者の電気工事業の登録（届出）番号、年月日が記入されているか。
- d 実務経験が自家用電気工作物に係る工事の場合には、電気主任技術者の指導監督の下で工事を行っているか。
- e 実務経験が最大電力500kW以上の自家用電気工作物の工事の場合には、最大電力が記入されているか。

なお、最大電力500kW以上の自家用電気工作物の工事のみを行う事業者は電気工事業の登録（届出、通知）は必要ない。

- f 実務経験が簡易電気工事（電圧600V以下で使用し、最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事）の場合には、最大電力及び、実務経験証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。

g 実務経験の証明欄は代表者印（実印に限る。）が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。

なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。

h 実務経験が2カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。

i 受託者が実務経験証明を行う場合は、事前に府と協議すること。

j 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

イ 第一種電気工事士免状新規交付（認定の場合）

（ア）申請者の要件

次のa又はbに該当する者で、京都府内に住所地を有する者

a 主任認定・・・電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持、運用に関し5年以上の実務経験を有する者

b 高圧認定・・・高圧電気工事技術者試験に合格し、当該試験合格後、電気工事に関し3年以上の実務経験を有する者

（イ）必要書類

a 電気工事士免状交付申請書

b 写真 同じもの2枚（裏面に氏名・生年月日記載）

（a）大きさは、縦4cm×横3cm

（b）申請書提出前6カ月以内に撮影したもの

（c）カラー、白黒どちらでも可

（d）無帽、正面上半身像、無背景のもの

c 電気工事士法第4条第3項第2号の認定申請書

d 主任認定の場合は電気主任技術者免状（電気事業主任技術者資格証明書を含む。）の写し、高圧認定の場合は高圧電気工事技術者試験合格証の写し

e 実務経験証明書

f 手数料 京都府収入証紙 6,000円

g 履歴書

（ウ）受付の留意点

a 京都府内に住所地を有する者であるか。

b 申請書に必要事項が記入されているか。

- c 適正な手数料が納付されているか。
- d 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

(エ) 書類審査の留意点

- a 主任認定の場合、電気主任技術者免状取得後又は電気事業主任技術者となった後、電気工作物の工事、維持又は運用業務に5年以上従事しているか（実務経験の内容については、平成7年12月1日7資公部第409号資源エネルギー庁公益事部長通達参照）。
- b 高圧認定の場合、高圧電気工事技術者試験合格後、電気工事に3年以上従事しているか（通商産業省告示第929号参照）。
- c 自家用電気工作物の最大電力が記入されているか。
- d 実務経験が簡易電気工事（電圧600V以下で使用し、最大電力500kw未満の自家用電気工作物に係る電気工事）の場合には、実務経験証明者の電気工事業の登録（届出、通知）番号、年月日が記入されているか。また、認定電気工事従事者認定証の交付年月日が記入され、実務経験算定期間が認定証取得後であるか。
- e 実務経験の証明欄は代表者印（実印に限る。）が押印されているか（法人の場合は代表取締役の印）。
なお、申請者が支店等に勤務しており、勤務実態を代表取締役以外の者が熟知している場合はその者の印とするが、代表取締役以外の者が証明者となる場合には、代表取締役から証明者への委任状が提出されているか。
- f 実務経験が2カ所以上にまたがっている場合には、それぞれの実務経験証明書があるか。
- g 受託者が実務経験証明を行う場合は、事前に府と協議すること。
- h 審査に当たって疑義が生じた場合は甲と協議すること。

※ イによる免状申請は認定を行った知事に提出するため、京都府外在住者からの申請もあり得る。当該申請があった場合は、事前に本府と協議すること。

ウ 第二種電気工事士免状新規交付（試験合格又は指定養成施設修了）

(ア) 申請者の要件

第二種電気工事士試験に合格し、京都府内に住所地を有する者又は、第二種電気工事士指定養成施設を修了し、京都府内に住所地を有する者

(イ) 必要書類

- a 電気工事士免状交付申請書
- b 写真 同じもの2枚（裏面に氏名・生年月日記載）
 - (a) 大きさは、縦4 cm×横3 cm
 - (b) 申請書提出前6カ月以内に撮影したもの
 - (c) カラー、白黒どちらでも可
 - (d) 無帽、正面上半身像、無背景のもの
- c 第二種電気工事士試験結果通知書（合格はがき原本）又は指定養成施設修了証（原本）
- d 手数料 京都府収入証紙 5,300円

(ウ) 受付の留意点

- a 京都府内に住所地を有する者であるか。
- b 申請書に必要事項が記入されているか。
- c 適正な手数料が納付されているか。
- d 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

(エ) 書類審査の留意点

- a 養成施設修了の場合は、指定の有無を経済産業省のホームページにより確認すること。
- b 審査に当たって疑義が生じた場合は府と協議すること。

※ 第二種電気工事士免状新規交付に関してはウ以外にも、電気工事士法第4条第4項第3号に基づく認定による資格要件がある。当該申請があった場合は、事前に本府と協議すること。

エ 再交付（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）

(ア) 申請者の要件

本府が交付した免状の再交付を受けようとする者

(イ) 必要書類

- a 電気工事士免状再交付申請書
- b 写真 同じもの2枚（裏面に氏名・生年月日記載）
 - (a) 大きさは、縦4 cm×横3 cm
 - (b) 申請書提出前6カ月以内に撮影したもの
 - (c) カラー、白黒どちらでも可
 - (d) 無帽、正面上半身像、無背景のもの
- c 現在交付されている免状
（再交付を受ける理由が紛失の場合を除く。）
- d 誓約書（免状原本を申請書に添付できない場合のみ。）

e 手数料 京都府収入証紙 2,700 円

(ウ) 受付の留意点

- a 本府が交付した免状であるか。
- b 申請書に必要事項が記入されているか。
- c 適正な手数料が納付されているか。
- d 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

(エ) 書類審査の留意点

- a 紛失等により、本府が交付した免状であるか確認できない場合は、本府へ電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等の確認について、本府に照会し確認すること。
- b 審査に当たって疑義が生じた場合は本府と協議すること。

オ 書換え（第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状共通）

(ア) 申請者の要件

本府が交付した免状に氏名の変更があり、書換えを受けようとする者

(イ) 必要書類

電気工事士免状書換え申請書

- a 現在交付されている免状
- b 手数料 京都府収入証紙 2,100 円
※ラミネート加工している免状を持っている者はさらに以下の書類が必要となる。
- c 写真 同じもの2枚（裏面に氏名・生年月日記載）
 - (a) 大きさは、縦4 cm×横3 cm
 - (b) 申請書提出前6カ月以内に撮影したもの
 - (c) カラー、白黒どちらでも可
 - (d) 無帽、正面上半身像、無背景のもの

(ウ) 受付の留意点

- a 本府が交付した免状であるか。
- b 申請書に必要事項が記入されているか。
- c 適正な手数料が納付されているか。
- d 免状を紛失している場合は、再交付申請を同時に行う必要があるため、再交付に係る必要書類をあわせて提出させること。
※ラミネート加工している免状を持っている者
- e 写真の裏面に氏名及び生年月日が記入されているか。

(エ) 書類審査の留意点

審査に当たって疑義が生じた場合は本府と協議すること。

(8) 本人確認等

ア 受託者は、(7)のア～ウ及びオに規定する申請書を受け付けるにあたり、電気工事士法施行規則第6条第2項(昭和35年通商産業省令第97号)の規定による本人情報確認が必要な場合は、電気工事士免状の交付・再交付に関して、本府へ照会すること。なお、データを送信する際には暗号化する等の措置を取り、個人情報の流失の防止を図ること。

イ 府は、ア及び(7)のエの規定による確認依頼を受け付けたときは、速やかに本人情報等を確認し、電気工事士免状の交付・再交付に関する本人情報等を受託者へ回答する。

(9) 申請書類の受付

ア 申請書類を適正なものとして受け付けた場合は、申請書に年月日を印字した受付印を押印し、免状の種類及び申請区分ごとの受付記録簿に必要事項を記入し、事務処理に遺漏の無いよう管理すること。

イ 申請書類に不備が認められた場合は、申請者に理由を説明して書類を返却又は一時保留し、不備事項の補完後に受け付けること。

ウ 受託者は、電気工事士法第4条第5項の規定による不交付事由該当者が存在する旨の連絡を府から受けている場合は、本府に適宜照会し確認すること。

(10) 免状の作成

ア 免状の作成にあたって必要となる免状用紙は、受託者が調達し、本府が貸与するシールプレスにより、写真と免状用紙にかかるように刻印すること。なお、個人情報の流出を防止するため、インターネット及び他のネットワーク(内部的なネットワークを含む。)に一切接続しないパーソナルコンピュータを用いて行うこと。

イ 受託者は、本府からの貸与物品について、責任者を定め適正に管理すること。また、免状用紙の受払いについては、免状用紙受払い簿を作成すること(印刷ミス等により使用できなくなった用紙がある場合は廃棄しないこと)。

ウ 免状の交付番号は、第一種及び第二種電気工事士免状ごとに府下一連番号を付すこととし、事前に番号を本府に確認すること。

エ 免状を再交付する場合は、免状の交付年月日の下に「令和〇年〇月〇日再交付」と記入すること。

オ 免状を書換える場合は、免状の氏名の変更部分を赤の二重線で消し、新しい氏名を黒字で記入すること。なお、ラミネート加工された免状で、氏名の書換えができない場合は、書換え後の氏名を記載した免状を交付する。この場合、免状の交付年月日の下に、「令和〇年〇月〇日 書換え」と記入すること。

カ 免状の氏名は住民登録のとおりとすること。

キ 免状の作成事務処理期間は、京都府が定める標準的な処理日数によるものとする。

ク 再交付申請の際に、汚損、き損により提出された免状及び書換えの際に、提出されたラミネート加工している免状を、免状交付申請実績報告時に、申請書とともに本府へ提出すること。

(11) 台帳の作成

ア 免状の交付にあたり、免状の種類及び申請区分ごとに免状交付台帳を作成すること。なお、個人情報の流出を防止するため、インターネット及び他のネットワーク（受託者の内部的なネットワークを含む。）に一切接続しないパーソナルコンピュータを用いて行うこと。

イ 免状の種類ごとに写真台帳を作成すること。

(12) 免状の送付

ア 免状を申請者に送付する場合には、受付記録簿に必要事項を記入し、原則として配達を確認できる方法（簡易書留等）により送付すること。なお、申請者の希望により本人に直接受け渡しを行う場合はこの限りでない。

イ 送付した免状が戻された場合は、申請者の所在確認をするなど速やかに所要の措置を講ずるとともに、処理経過を明らかにし、本府へ報告すること。

(13) 免状交付申請処理報告書及び申請書等の提出について

受託者は、月ごとの処理実績について翌月の5日までに免状交付申請実績報告書に、受付記録簿、免状交付台帳、免状交付申請書及びその他、免状交付事務に必要な書類を添えて本府へ提出するものとする。

(14) 業務完了報告書等の提出について

受託者は、処理要領で定める各年度ごとの免状交付業務を完了したときは、業務完了報告書に、対象期間中の免状交付件数を、免状の種類及び申請区分ごとに記載し、免状用紙受払い簿及び写真台帳を添えて、本府へ提出するこ

と。

2 業務受託の条件

次の各号をすべて満たすこと。

- (1) 契約上限額の範囲内で、1の業務委託内容を適確に実施できること。
- (2) 申請に係る書類の配布や受付方法及び受付対応時間などについて、府民サービスにつながる提案ができており、その内容を実施できること。
- (3) 業務における審査にあつては、第一種電気工事士の資格を有する者を配置すること。（配置できない場合は、上記の者と連絡可能な体制を確保する等の提案がなされていること。）
- (4) 申請の審査業務にあたり、個人情報を取り扱うことから、情報管理について、社内規定等を設けて、取扱者を限定する等の適切な体制や厳重な管理体制を整えることができること。
- (5) 過去に社会に向けた取組みを実施していること。（継続的に取り組まれていることがあれば、より望ましい。）

3 企画提案に係る必要書類（指定様式）の留意点について

（様式1）参加表明書

本業務の受託にあたり、企画提案を行う場合には、様式1の参加表明書に企業名等を記載の上、押印すること。

なお、使用する印については、(12)の届において使用を定めた印鑑によること（以下、印を要する書類についても同様）。

（様式2）企画提案書① 応募理由・基本方針

応募するに至った動機や府民サービス、効果的・効率的な運営方針等について記載のこと。

（様式3）企画提案書② 受付体制に係る提案

申請者の利便性（サービス向上）を考えた受付方法やその体制について記載のこと。

（様式4）企画提案書③ 個人情報等の管理に係る提案

申請上知り得る個人情報や法人情報について、漏洩させない管理方法や管理規定の概要を記載のこと。

（様式5）企画提案書④ 実施体制等に係る提案

受付を除く実施体制を明らかにし、審査を厳格、適正に行うとともに、業務の進捗管理体制について記載すること。また、審査に係る専門的知識を有する者として、定める第一種電気工事士の設置状況についても本紙にて記載のこと。

(様式6) 第一種電気工事士配置計画及び経歴書

第一種電気工事士の配置計画を明らかにするとともに、資格者の情報を記載し、各人の実務経験等を証すること（本府交付以外の者に関しては、免状の写しも添付すること）。

(様式7) 団体概要書

本業務を継続的かつ安定して実施が可能かどうかを判断する資料につき、記載時点での最新情報を記載のこと。

(様式8) 社会貢献事業取組実績調書

電気保安に係る社会貢献事業について記載のこと。実施期間が長い事業や社会貢献度が高いと思われる事業を優先的に記載すること。

(様式9) 組織構成説明書

企画提案者に関連する代表組織（本社、本店、本部）や構成組織（支社、支店、支部）について、記載して関係性を明らかにすること。（本書のみによる説明が困難な場合は、組織図を必要に応じて添付すること。）

(様式10) 価格提案書

単年度3, 461, 761円を上限額とし、本業務に係る経費の内訳について記載。

(様式11) 誓約書

申請者及びその役員等が京都府暴力団排除条例に規定する暴力団員でないことを誓約のこと。

(様式12) 使用印鑑届

本提案や契約において用いる印鑑について、届け出るものとする。

4 その他

(1) 本業務により得られた成果は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

ア 府は、企画提案に参加した者から提出された提案書等を、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案に参加した者は、本業務に関し、府から受領又は閲覧した資料等は、本府の了解無く公表又は使用してはならない。

ウ 企画提案に参加した者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

(3) 本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、又は、執行上の疑義が生じた場合は、本府に質疑することができる。